



# 山形県公報

平成19年4月1日(日)

号 外 (21)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則.....	1
山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則.....	同
山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則.....	3
山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則.....	同
山形県人事委員会規則 5 - 2 (特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則.....	15
山形県人事委員会規則 5 - 4 (給与の支払監理)の一部を改正する規則.....	同
山形県人事委員会規則14 - 3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則.....	16

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則 2 - 2 (事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

第4条第1項中「次長」及び「専門員」を削る。

第5条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げ、第6項を削り、第7項を第5項とし、第8項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4 - 1 (職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

別表第1行政職給料表適用職の知事の本庁の項職級1の欄中「危機管理監」を「危機管理監  
会計管理者」に改め、同項職級

2の欄中「女性青少年政策室長」を「女性青少年政策室長  
産業連携推進監」に改め、同項職級6の欄中「主 査」を  
「主 査」に改め、同表行政職給料表適用職の知事の出先機関の項職級2の欄中「産業技術短期大学校庄内校」

を「産業技術短期大学校庄内校及び農業大学校」に、「及び農林技監」を「、地域振興監、農林技監及び参事」

「職員研修所長  
福祉相談センター所長  
中央児童相談所長  
県民会館長」を「職員研修所長」に改め、同項職級3の欄中「職員研修所長、福祉相談センター

所長、中央児童相談所長」を「職員研修所長」に、「園長」を「園長」に、「鶴岡乳児院長」を「園長」に、金谷寮長を「園長」に、県民会館副館長」

「鶴岡乳児院長」に、「西村山福祉課長」を「生活福祉課長」に改め、同欄中「西村山森林整備課長」を削り、同欄中「北村山森林整備課長、西村山総務建築課長」を「西村山建設総務課長」に、「北村山総務建築課長」を「北村山建設総務課長」に改め、同欄中「西置賜福祉課長」を削り、同欄中「西置賜森林整備課長、西置賜総務建築課長」を「西置賜建設総務課長」に改め、同項職級4の欄中「西村山福祉課長」を「生活福祉課長」に改め、同欄中「西村山森林整備課長」を削り、同欄中「北村山森林整備課長、西村山総務建築課長」を「西村山建設総務課長」に、「北村山総務建築課長」を「北村山建設総務課長」に改め、同欄中「西置賜福祉課長」を削り、同欄中「西置賜森林整備課長、西置賜総務建築課長」を「西置賜建設総務課長」に、「室長補佐」を

「室長補佐」に改め、同項職級6の欄中「主任講師」を「主任講師」に、「主任漁業無線通信士」を「主任漁業無線通信士」に、「主任ホール技師」を「主任ホール技師」に改め、同項職級6の欄中

「主任漁業無線通信士」を「主任漁業無線通信士」に改め、同項職級6の欄中「主任主査」を削り、同表行政職給料表適用職の海区漁業調整委員会の項職級4の欄中「主任主査」を削り、同表行政職給料表適用職の海区漁業調整委員会の項職級4の欄中

「次長」を「次長」に改め、同項職級6の欄中「主任主査」を削り、同表行政職給料表適用職の海区漁業調整委員会の項職級4の欄中

内水面漁場管理委員会の項中「次長」を「次長」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の教育庁の本庁の項職級1の欄中

「理事」を「理事」に改め、同表行政職給料表適用職の教育委員会の教育庁の本庁の項職級1の欄中

給料表適用職の教育委員会の県立学校の項職級5の欄中「事務次長(主査)」を「事務次長」に改め、同項職級6の欄中「事務次長(主査)」を「事務次長」に改め、同項職級6の欄中

「局長技監」を「局長技監」に改め、同項職級2の欄中「次長」を「局長」に改め、同表企業局職員の職の企業管理者の本局の項職級1の欄中

「所長」を「所長」に改め、同項職級3の欄中「部長」を「所長(発電所建設事務所長を除く。)」に改め、同項職級4の欄中「主幹」を「主幹」に改め、同項職級4の欄中

「副所長」を「副所長」に改め、同項職級6の欄中「主査」を「主査」に改め、同項職級6の欄中「主任主査」を「主任主査」に改め、同項職級6の欄中

同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項職級1の欄中「局長」を「局長」に改め、同項職級2の欄中

欄中「次長」を「局長」に改め、同表病院事業局職員の職の病院事業管理者の本局の項職級3の欄中

「事務局次長」を「事務局次長」に改め、同表研究職給料表適用職の知事の本庁の項職級4の欄中

「専門員」を「専門員」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の知事の出先機関の項職級6の欄中

「主任薬剤師」を「主任薬剤師」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の知事の本庁の項職級6の欄中「主任あん摩マッサージ指圧師」を「主任あん摩マッサージ指圧師」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の知事の本庁の項職級6の欄中

欄中「主任看護師」を削る。

別表第3 医師及び歯科医師の職の知事の項職級1の欄中「衛生研究所長」を「衛生研究所長  
福祉相談センター所長 に改め、  
中央児童相談所長」

同項職級2の欄中「福祉相談センター副所長  
衛生研究所の主幹」を「衛生研究所の主幹  
婦人相談所長  
金谷 寮 長 に改める。  
身体障がい者更生相談所長  
知的障がい者更生相談所長」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4 - 5 (公益法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

第2条中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 財団法人山形県農業公社

第2条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 財団法人ダム技術センター

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 古澤 茂 堂

(山形県人事委員会規則5 - 1の一部改正)

第1条 山形県人事委員会規則5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「助教授」を「准教授」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第40条第3項後段を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項又は前項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

第52条中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改める。

第62条第3項中「。第65条第3項において「平成17年改正条例」という。」を削る。

第65条の見出しを「(支給する職及び支給区分)」に改め、同条第1項中「支給割合」を「支給区分」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 別表第10に掲げる職に係る管理職手当の支給区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の支給区分欄に定める支給区分とする。

第65条第3項を削り、同条の次に次の1条を加える。

(支給額)

第65条の2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員に

支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による支給区分に応じ、別表第10の2の額欄に定める額とする。

2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、人事委員会が定める額とする。

第66条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第71条第2項第2号中「、盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改め、同項第3号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

第72条第1項第1号中「支給割合の区分」を「支給区分」に改める。

第72条の2第1項第1号中「支給割合」を「支給区分」に改め、同号八中「3種」を「3種(二に掲げるものを除く。)」に改め、同号二中「4種」を「3種(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が4級である職員の占める職に係るものに限る。)」特4種及び4種(ホに掲げるものを除く。)」に改め、同号ホ中「5種」を「4種(教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受け、その属する職務の級が3級である職員の占める職に係るものに限る。)」5種」に改める。

第76条の2第1号中「支給割合の区分」を「支給区分」に改める。

第78条第5項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「再任用職員」に改める。

第101条の6中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第101条の7第3号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第6号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第13項の前の見出し及び同項から附則第15項までを削る。

別表第1のイの表8級の項標準的な職務の欄第1項中「又は女性青少年政策室長」を「、女性青少年政策室長又は産業連携推進監」に改め、同欄中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同表9級の項標準的な職務の欄第1項中「、局長」を削り、「又は危機管理監」を「、危機管理監又は会計管理者」に改め、同欄に次の1項を加える。

5 教育庁の理事の職務

別表第1のへの表1級の項標準的な職務の欄中「助手」を「助教又は助手」に改め、同表3級の項標準的な職務の欄中「助教授」を「准教授」に改める。

別表第1の子の表3級の項標準的な職務の欄第4項中「副所長」を「長」に改める。

別表第2のへの表中 「助教授」を「准教授」に、「助手」を「助教 助手」に改める。

別表第6のへの表中 「助手」を「助教 助手」に改める。

別表第9第1項職員の欄中「助教授」を「准教授」に改め、同表第2項職員の欄第2号中「所長」を「庄内児童相談所長」に改め、同表第12項勤務箇所の欄中「県立盲学校、同ろう学校及び同養護学校」を「県立特別支援学校」に改め、同項職員の欄第2号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同表第13項職員の欄第1号中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改め、同欄第2号中「第73条の21第1項」を「第73条の21」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

別表第10中「管理職手当を支給する職及びその支給割合表」を「管理職手当を支給する職及びその支給区分表」

に、「支給割合」を「支給区分」に、  
「局長  
改革推進監  
危機管理監」を

	改革推進監 危機管理監 会計管理者		に、
	女性青少年政策室長		を
	女性青少年政策室長 産業連携推進監		に、
	課長(支給割合2種のものを除く。) 室長(支給割合1種のものを除く。)	3 種	を
	課長(支給区分2種のものを除く。) 室長(支給区分1種のものを除く。)	3 種	に、
	部 長 医 療 監		を
	部 長 地域振興監 部 付 参 事 医 療 監		に、
	総務課長 福祉課長(最上総合支庁及び庄内総合支庁を除く。)		を
	総務課長 福祉企画課長 福祉課長(置賜総合支庁に限る。)		に、
	課長(支給割合3種及び5種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。) 主 幹 部付主幹 室長(出納、生活衛生、産地研究及びダム建設の各室長に限る。)		を
	課長(支給区分3種及び5種のもの並びに人事委員会の定める職を除く。) 主 幹 室長(出納、生活衛生、産地研究、森づくり推進及びダム建設の各室長に限る。)		に、
県 民 会 館	館 長	1 種	を
	副館長	3 種	

県民会館	館長	3種	に、
------	----	----	----

福祉相談センター	所長	1種	を
	副所長	3種	
	主幹	4種	

福祉相談センター	所長	1種	に、
	副所長	4種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	
	主幹		

庄内児童相談所	所長	4種	を
---------	----	----	---

庄内児童相談所	所長	3種	に、
---------	----	----	----

最上学園	園長	4種	を
やまなみ学園	園長	4種	
鳥海学園	園長	4種	

最上学園	園長	3種	に、
やまなみ学園	園長	3種	
鳥海学園	園長	3種	

「		副 所 長 場 長 部長(人事委員会の定める職を除く。) 室 長 主 幹 所付主幹	4 種 (副所長及び所付主幹のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	を
		」	」	
「		副 所 長 場 長 部長(人事委員会の定める職を除く。) 室 長 主 幹 所付主幹	4 種 (副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種)	に、
		」	」	
「		事務局次長	3 種	を
		主幹(支給割合6種のものを除く。)	4 種	
「		事務局次長	3 種	に、
		主幹(支給区分6種のものを除く。)	4 種	
「	産業技術短期大学 校庄内校	副校長 主幹(支給割合6種のものを除く。)	4 種	を
		主幹(人事委員会の定めるものに限る。)	6 種	
「	産業技術短期大学 校庄内校	副校長	3 種	に、
		主幹(支給区分6種のものを除く。)	4 種	
		主幹(人事委員会の定めるものに限る。)	6 種	
「		校 長	3 種	を
		主幹(支給割合6種のものを除く。)	4 種	
」	」	」	」	」

「		校 長	3 種	に、
		主幹(支給区分6種のものを除く。)	4 種	
「	病虫害防除所	所 長 主 幹	4 種	を
「	病虫害防除所	所 長	3 種	に、
		主 幹	4 種	
「	人事委員会事務局	局 長	特 1 種	を
		局次長	1 種	
		主 幹	4 種	
「	人事委員会事務局	局 長	特 1 種	に、
		課 長	3 種	
		主 幹	4 種	
「		署長(支給割合1種及び2種のものを除く。)		を
「		署長(支給区分1種及び2種のものを除く。)		に、
「		教育次長	1 種	を
「		理 事	特 1 種	に、
		教育次長	1 種	
「		生涯学習主幹 保健・食育主幹		を
		主幹(支給割合3種のものを除く。)		



	生涯学習主幹 開校準備主幹 保健・食育主幹		に、
	主幹(支給区分3種のものを除く。)		

	副館長	3 種	を
	主 幹	4 種	

	副館長 主 幹	4 種	に、
--	------------	-----	----

県立高等学校	校長 事務部長	4 種	を
	教頭	5 種	
	事務長	6 種	
県立盲学校、同ろ う学校及び同養護 学校	校長 事務部長	4 種	
	教頭	5 種	
	事務長	6 種	
市町村立中学校及 び同小学校	校長	4 種	
	教頭	5 種	

県立高等学校	校 長 事務部長	4 種 (校長の うち人事 委員会 が定める ものにあ つては3 種又は特 4種)
	教 頭	5 種 (人事委 員会が定 めるもの にあつて は4種)
	事 務 長	6 種

県立特別支援学校	校長 事務部長	4種 (校長のうち人事委員会が定めるものにあつては3種又は特4種)
	教頭	5種 (人事委員会が定めるものにあつては4種)
	事務長	6種
市町村立中学校及び同小学校	校長	4種 (人事委員会が定めるものにあつては3種又は特4種)
	教頭	5種 (人事委員会が定めるものにあつては4種)

に改める。

別表第10の次に次の別表を加える。

別表第10の2 管理職手当の額

イ 行政職給料表

職務の級	支給区分	額
9 級	特 1 種	130,300円
8 級	1 種	94,000円
	2 種	84,600円
7 級	2 種	79,700円
	3 種	70,800円
	4 種	53,100円

		6	種	35,400円
6	級	2	種	74,800円
		3	種	66,500円
		4	種	49,900円
		5	種	41,600円
		6	種	33,200円
5	級	3	種	63,500円
		4	種	47,600円
		5	種	39,700円
		6	種	31,700円

## □ 公安職給料表

職務の級	支給区分	額
9	1 種	95,700円
8	2 種	81,800円
7	3 種	71,500円

## 八 教育職給料表(1)

職務の級	支給区分	額
4	3 種	72,800円
	特 4 種	63,700円
	4 種	54,600円
3	4 種	52,900円
	5 種	44,100円

## 二 教育職給料表(2)

職務の級	支給区分	額
4 級	3 種	70,100円
	特 4 種	61,400円
	4 種	52,600円
3 級	4 種	51,300円
	5 種	42,800円

## ホ 教育職給料表(3)

職務の級	支給区分	額
4 級	特 1 種	133,600円
	4 種	64,100円
	5 種	53,400円

## へ 研究職給料表

職務の級	支給区分	額
5 級	1 種	103,400円
4 級	3 種	71,700円
	4 種	53,700円

## ト 医療職給料表(1)

職務の級	支給区分	額
4 級	1 種	110,100円
	3 種	88,100円
	4 種	66,100円
3 級	1 種	102,800円
	3 種	82,200円
	4 種	61,700円

チ 医療職給料表(2)

職務の級	支給区分	額
7 級	1 種	87,600円
	3 種	70,100円
6 級	4 種	49,900円

リ 医療職給料表(3)

職務の級	支給区分	額
6 級	4 種	52,000円
	5 種	43,300円
5 級	5 種	39,500円

別表第14のイの表中

山形統合ダム管理課蔵王駐在(山形市大字宝沢字葉の木沢) 尾花沢警察署 常盤警察官駐在所		を
尾花沢警察署 常盤警察官駐在所		に改める。

別表第15のイの表中

同 満沢小学校 同 大堀小学校野頭冬季分校		を
同 満沢小学校		に、
同 平枝小学校 同 大滝小学校		を
同 平枝小学校		に、
朝日町立大谷小学校大沼分校 村山市立山ノ内小学校		を
朝日町立大谷小学校大沼分校		に、

「 同 鶴子中学校 真室川町立及位小学校 同 小又小学校 」		を
「 同 鶴子中学校 」		に、
「 真室川町立安楽城小学校西郡分校 鮭川村立曲川小学校木の根坂分校 」		を
「 真室川町立安楽城小学校西郡分校 」		に改める。

別表第20の口の表中「支給割合の区分」を「支給区分」に改める。

別記様式第2号中	「 配偶者以外の2人まで 」	を	「 非扶養配偶者有りの1人目 」	に改める。
	「 その他 」		「 上記以外 」	

別記様式第3号の3中 「  
管理職手当  
の支給割合  
」 を 「  
管理職手当  
の支給区分  
」 に改める。

(山形県人事委員会規則5-1等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する規準と手続)等の一部を改正する規則(平成18年4月1日)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「相当する号給数」を「相当する号給数(当該号給数が負となるときは、0)」に改める。

附則第12項中「100分の11」を「100分の12」に改める。

附則別表中	「 100分の13 」	を	「 100分の14 」	に改める。
	「 100分の11 」		「 100分の12 」	
	「 100分の4 」		「 100分の5 」	
	「 100分の1 」		「 100分の2 」	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)第10条の規定により管理職手当が支給される職員のうち、この規則の第1条による改正後の山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)(以下「新規則」という。)第65条の2の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- (1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの規則の第1条による改正前の山形県人事委員会規則5 - 1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正前の規則」という。）第65条第1項に規定する別表第10に掲げる職に係る同表の支給割合欄に定める区分（以下「旧区分」という。）より低い区分に相当する新規則別表第10の支給区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員（以下「下位区分相当職員」という。）以外の職員をいう。第3号において同じ。）同日にその者が受けていた管理職手当の額
  - (2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第10の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
  - (3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
  - (4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第10の支給区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額
  - (5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。）施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
  - (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給料表の適用を受けない山形県職員、国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずるものであった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして任用の事情を考慮した場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額
- 4 前項の規定の適用については、改正前の規則第65条第2項に規定する4種又は5種のうち、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に定める新規則第65条第2項の支給区分であるものとみなす。

改正前の規則第65条第2項第5号に規定する4種のうち、支給割合が100分の16であるもの	3	種
改正前の規則第65条第2項第5号に規定する4種のうち、支給割合が100分の14であるもの	特	4 種
改正前の規則第65条第2項第6号に規定する5種のうち、支給割合が100分の12であるもの	4	種

山形県人事委員会規則5 - 2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 4月 1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

第5条の2の表中 「盲学校、聾学校及び養護学校」 を 「特別支援学校」 に改める。

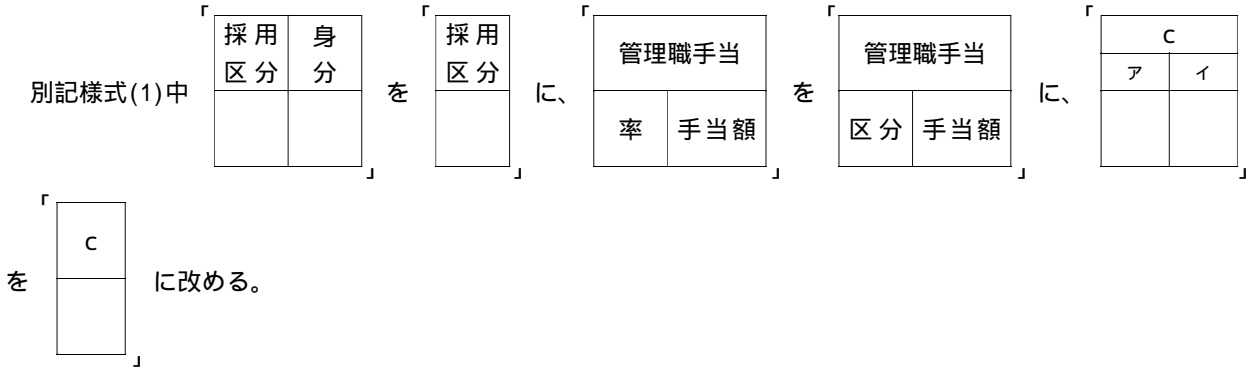
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5 - 4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 4月 1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂



別記様式(5)備考第2項を次のように改める。

- 2 職員別給与簿(給与基本台帳)の扶養手当欄の「a」は配偶者、「b」は職員等に配偶者がいない場合の扶養親族たる子、父母等のうち1人目、「c」は扶養親族でない配偶者を有する場合の扶養親族たる子、父母等のうち1人目、「d」はb及びc以外の扶養親族たる子、父母等とし、同欄の「e」は、扶養手当の対象となる扶養親族たる子のうち加算措置の対象となる子とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 古澤茂堂

別表知事部局本庁の項職の欄中「次長」を「会計管理者、次長、産業連携推進監」に、「副主幹」を「副主幹(生産技術課、農村計画課及び森林課に置くものを除く。)」に改め、「総務部総務課に置く調整を担当するもの」を削り、「法令主査」を「法令主査、県有財産管理専門員」に改め、同表知事部局出先機関県民会館の項職の欄中「副館長」を削り、同表知事部局出先機関総合支庁の項職の欄中「部長」を「部長、地域振興監」に、「課長補佐(総務課)」を「課長補佐(総務課、西村山総務課及び北村山総務課)」に改め、同表教育庁本庁の項職の欄中「教育長」を「教育長、理事」に改め、同表教育機関の項中

盲学校	校長、教頭、事務部長	を
ろう学校	校長、教頭、事務部長、事務長	
養護学校	校長、教頭、事務部長、事務長	
」		
特別支援学校	校長、教頭、事務部長、事務長	に改め、
」		

同表人事委員会事務局の項職の欄中「次長」を削り、「総務主査、企画審査主査」を「公平勤務主査」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。